

鹿児島都市計画区域区分の変更

計 画 書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. 人口フレーム

区分	年次	令和 2 年 (基準年)	令和 12 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口		546 千人	532 千人
市街化区域内人口		501 千人	488 千人
配分する人口		—	484 千人
保留する人口		—	3.5 千人
(特定保留)		—	0 千人
(一般保留)		—	3.5 千人

3. 変更理由

鹿児島都市計画区域については、昭和 46 年 2 月に区域区分に関する都市計画の決定を行い、その後、昭和 58 年 3 月に第 1 回、平成 8 年 6 月に第 2 回、平成 16 年 5 月に第 3 回、平成 26 年 10 月に第 4 回、令和 6 年 3 月に第 5 回の定期見直し等を行い、今日まで無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図ってきたところである。

当該区域は旧鹿児島市の行政区域全域からなり、県が定めた「かごしま未来創造ビジョン（令和 4 年改訂）」や市が定めた「第六次鹿児島市総合計画（令和 4 年策定）」と整合の取れた都市づくりを進めているところであり、区域区分は当該区域の将来計画及び構想等に対応し、「鹿児島市域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めることとしている。

今回の随時見直しは、平成 13 年の随時見直しにより市街化区域に編入したニュータウン慈眼寺団地地区について、予定していた宅地開発事業の廃止により、計画的な市街化の見込みがない土地の区域となったことから、今後の無秩序な市街化を抑制するため、市街化調整区域に編入するものである。

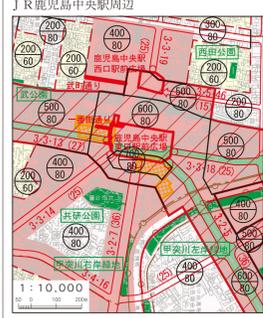
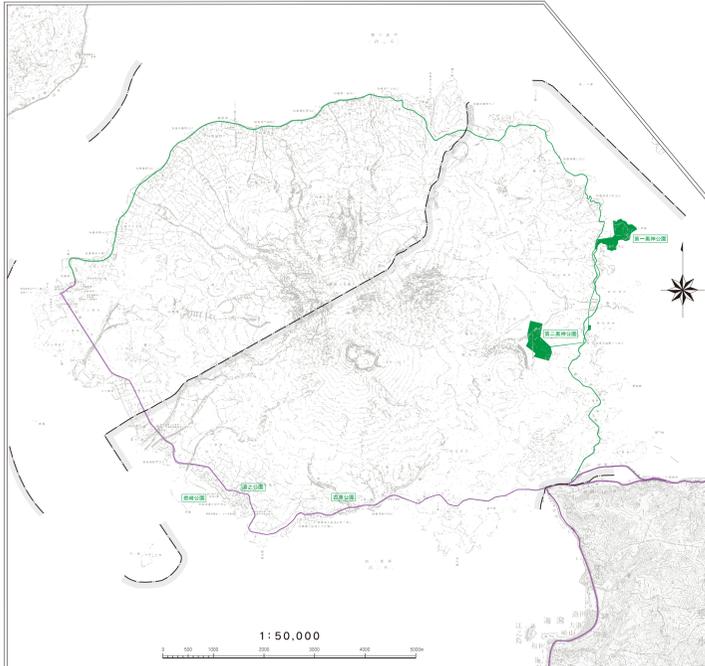
鹿児島都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分の変更 〈鹿児島県決定〉 【総括図】 1/25,000

変更後の区域
変更前の区域

番号	地区名	変更前	変更後	面積
1	下福元町ほか	市街化区域 1低 80/50 2低 80/50	市街化調整区域	19.9ha

種別	凡例	種別	凡例
都市計画区域	用途地域等	第一種低層住居専用地域	容積率 20%
市街化区域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	容積率 25%
都市計画道路	第一種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	容積率 30%
土地地区整理区域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	容積率 35%
都市計画公園	第一種中層住居専用地域	第一種住居地域	容積率 40%
緑地・墓園	第二種中層住居専用地域	第二種住居地域	容積率 45%
防火地域	第一種住居地域	準住居地域	容積率 50%
準防火地域	第二種住居地域	準商業地域	容積率 55%
風致地区	準住居地域	商業地域	容積率 60%
臨港地区	近隣商業地域	工業地域	容積率 65%
流通業務地区	商業地域	工業専用地域	容積率 70%
駐車場整備地区	準工業地域・特別用途地区	第一種特種用途地区	容積率 75%
高度地区	工業地域・特別用途地区	第二種特種用途地区	容積率 80%
高度利用地区・市街地再開発事業	工業専用地域	第一種特別用途地区	容積率 85%
都市施設	工業専用地域	第二種特別用途地区	容積率 90%
地区計画	国道	第一種特別用途地区	容積率 95%
都市高速鉄道	主要地方道	第二種特別用途地区	容積率 100%
準1号・準2号境界線	一般県道		

区分	街路番号	街路名称	区分	街路番号	街路名称
4	1	鹿児島商業高線	3	5	47 原島山手線
3	11	照田神社通線	3	5	48 徳神社通線
3	12	市庁前通線	3	5	49 永吉南通線
3	13	松原通線	3	5	50 千石馬場通線
3	4	武西別府線	3	5	51 冷水通線
3	7	中央通線	3	5	52 榎本通線
3	2	駅前大通線	3	5	53 錦川通線
3	2	7 西駅大通線	3	5	54 上之馬場通線
3	2	8 谷山街通線	3	5	55 小坂通線
3	4	9 本城和田線	3	5	56 広馬場通線
3	3	10 海老通線	3	5	57 真砂本町通線
3	3	11 鴨池通線	3	5	58 沖之村通線
3	3	12 伊敷街通線	3	5	59 下伊敷通線
3	3	13 唐津通線	3	4	60 炭原本通線
3	3	14 上之園通線	3	4	61 赤十字山線
3	3	15 尾道通線	3	5	62 高倉上通線
3	4	16 高麗通線	3	5	63 田上本通線
3	3	17 武通線	3	4	64 寺下南米線
3	3	18 鹿師通線	3	4	65 世高西通線
3	3	19 武通線	3	4	66 徳島東通線
3	3	20 真砂三和線	3	4	67 西清見向原線
3	3	21 鹿馬場通線	3	6	68 池本通線
3	3	22 中洲通線	3	5	69 中別府通線
3	3	23 新川和通線	3	5	70 谷山支所通線
3	3	24 小牧山通線	3	5	71 徳島通線
3	3	25 鴨池与次郎通線	3	5	72 和田通線
3	3	26 与次郎通線	3	6	73 寺下更生線
3	3	27 天保山通線	3	5	74 徳島通線
3	3	28 鴨池公園通線	3	3	75 次郎通線
3	3	29 鹿之島通線	3	3	76 次郎二丁目通線
3	3	30 真砂中央線	3	5	77 次郎二丁目中央線
3	3	31 鴨池港線	3	5	78 鴨池駅前通線
3	3	32 真砂本町通線	3	3	79 鴨池通線
3	3	33 鹿島通線	3	4	80 徳島通線
3	3	34 鹿島通線	3	4	81 徳島通線
3	3	35 鹿島通線	3	4	82 徳島通線
3	3	36 鹿島通線	3	4	83 徳島通線
3	3	37 鹿島通線	3	4	84 徳島通線
3	3	38 鹿島通線	3	4	85 徳島通線
3	3	39 鹿島通線	3	4	86 徳島通線
3	3	40 鹿島通線	3	4	87 徳島通線
3	3	41 鹿島通線	3	4	88 徳島通線
3	3	42 鹿島通線	3	4	89 徳島通線
3	3	43 鹿島通線	3	4	90 徳島通線
3	3	44 鹿島通線	3	4	91 徳島通線
3	3	45 鹿島通線	3	4	92 徳島通線
3	3	46 鹿島通線	3	4	93 徳島通線



(注) この図面は、一般図です。印刷すれば明確でない部分もありますので、詳細については鹿児島市の担当課の計画図で確認して下さい。

この図面は、国土院の提供によるものであり、国土院の責任において作成されたものである。 (複製禁止)

鹿児島都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分の変更

〈鹿児島県決定〉

【計画図】 1/2, 500

